デジタル社会推進標準ガイドライン DS-511

行政手続等での本人確認における デジタルアイデンティティの取扱い に関するガイドライン

2025年(令和7年)9月30日

デジタル社会推進会議幹事会決定

[ドキュメントの位置付け]

Normative:政府情報システムの整備及び管理に関するルールとして順守する内容を定めたドキュメント

[キーワード]

本人確認、デジタルアイデンティティ、身元確認、当人認証、フェデレーション

[概要]

国の行政機関が行政手続等において申請者の本人確認を行う際のデジタル アイデンティティに関する枠組み、対策基準、リスクの評価手順、本人確認 手法の選定方法等を示した標準ガイドライン附属文書。

本ガイドラインの改定に当たって

本ガイドラインで定義する「保証レベル」とは、本人確認の確からしさを 段階的に表現する概念である。

この保証レベルは、「レベルは高ければ高いほどよい」と捉えられることが少なくなかった。しかしながら、必要以上に厳格な本人確認手法を採用することは、プライバシー等の観点では必ずしも望ましいことではない。また、厳格な手法によって利用の制約が生じることで、手続・サービスが本来満たすべき事業目的や公平性を阻害してしまう懸念もある。

今回の改定では、本ガイドラインの対象となる手続・サービスが、それぞれの事業目的、利用者層、リスク等に応じた「適切な保証レベル」を選択できるよう、基本的な考え方として「事業目的の遂行」、「公平性」、「プライバシー」、「アクセシビリティ及びユーザビリティ」及び「セキュリティ」の5つの観点を取り入れた。

本ガイドラインに基づく検討においては、これらの観点を念頭におき、対象とする手続・サービスにとって「<u>適切な保証レベル</u>」を選択することを目指した検討を実施いただきたい。

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2025年9月30日	全般	・ 初版決定
		・ 「DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手
		法に関するガイドライン」を全面改定。表題を「行政手続等
		での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに
		関するガイドライン」に変更。同時にトラスト及びアイデン
		ティティ関連ガイドライン群の文書体系の見直しに伴い、文
		書番号をDS-500からDS-511に変更

目次

本ガイドラインの改定に当たって	i
改定履歴	ii
目次 i	ii
1 はじめに	1
1.1 背景と目的	1
1) 本人確認とデジタルアイデンティティを取り巻く環境	1
2) デジタルアイデンティティに関する諸外国の動向	1
3) 本ガイドラインの目的	1
1.2 適用対象	2
1.3 位置付け	2
1.4 用語	2
1.5 基本的な考え方	6
1) 事業目的の遂行	6
2) 公平性	7
3) プライバシー	7
4) アクセシビリティ及びユーザビリティ	7
5) セキュリティ	8
2 本人確認の基本的枠組み	9
2.1 本人確認の構成要素	
2.2 本人確認の実装モデル	11
1) 連携モデル(Federated Model)	11
2) 非連携モデル(Non-Federated Model)	12
3) 連携モデルと非連携モデルの組み合わせ	12
3 本人確認における脅威と対策	13
3.1 身元確認(Identity Proofing)	13
,	13
2) 身元確認のプロセス	14
3) 身元確認の手法	
4) 身元確認保証レベルと対策基準	
5) 身元確認に関する個別検討事項	24
3.2 当人認証(Authentication)	28
, _, ,, ,, _, , , , , , , , , , , , , ,	28
2) 当人認証のプロセス	
3) 当人認証の手法	30

4) 当人認証保証レベルと対策基準	32
5) 当人認証に関する個別検討事項	34
3.3 フェデレーション (Federation)	36
1) フェデレーションにおける脅威と対策	
2) フェデレーションのプロセス	37
3) フェデレーションに関する対策基準	
4 本人確認手法の検討方法	41
4.1 対象手続の保証レベルの判定	42
1) リスクの特定	42
2) リスクの影響度の評価	43
3) 保証レベルの判定	44
4.2 本人確認手法の評価と決定	45
1) 本人確認手法の評価	45
2) 補完的対策等の検討	46
3) 例外措置の検討	46
4.3 継続的な評価と改善	47
1) 評価のための情報収集	47
2) 評価と改善の実施	47
別紙1 附則	48
1 施行期日	48
別紙2 法人等の手続における身元確認の考え方について	49
1 基本的な考え方	49
2 法人等の手続における身元確認のプロセスと手法例	49
2. 1 法人等の実在性確認	49
1) 属性情報の収集	49
2) 本人確認書類の検証	50
2. 2 申請者の個人としての身元確認	50
2. 3 法人等と申請者個人の紐づきの確認	50
1) 申請者個人が法人等の代表者の場合	50
2) 申請者個人が法人等の代表者以外の場合	50
9.	⊏ 1

1 はじめに

1.1 背景と目的

1) 本人確認とデジタルアイデンティティを取り巻く環境

本ガイドラインの前身となる「DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(2019 年 (平成 31 年) 2 月 25 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)は、各府省が行政手続をデジタル化する際に必要となる本人確認に関する基準、手法例、リスク評価の手順等をとりまとめた文書として策定されたものである。

同ガイドラインの策定以降、我が国ではいわゆるデジタル手続法の施行、マイナンバーカードの普及・利活用の推進などが進められ、本人確認においてデジタルアイデンティティ¹を取り扱う機会が急速に拡大した。同時に、本人確認書類の偽造、オンラインサービスにおけるフィッシング攻撃、生成 AI を悪用したディープフェイクによるなりすましなど、本人確認に対する脅威も高度化の一途をたどっており、本人確認とデジタルアイデンティティを取り巻く環境は大きく変化している。

2) デジタルアイデンティティに関する諸外国の動向

諸外国においても、デジタルアイデンティティに関するガイドライン等の見直しや新規制定が活発に進められている。米国では、米国国立標準技術研究所(NIST)が発行する米国連邦政府向けのデジタルアイデンティティガイドラインである SP 800-63 が 2025 年 8 月に全面改定され、フィッシング対策の強化、プライバシーや利用者体験への配慮の強化、運転免許証をスマートフォンに格納して利用できる仕組みである「モバイル運転免許証(mDL)」への対応などが盛り込まれた。また、欧州においては「欧州デジタルアイデンティティ規則(The European Digital Identity Regulation)」と称される規則が 2024 年 5 月に施行され、様々なデジタル資格情報をスマートフォンに格納して利用するための「EU Digital Identity Wallet」の導入に向けた検討が欧州各国で進められている。

3) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、前述のような環境の変化を踏まえ、我が国の行政手続

¹ ある主体(Entity)をデジタル空間において表現するための属性の集合のこと。

等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いを最新の脅威・技術等に適応させるべく、「DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を全面改定する形で制定したものである。

本ガイドラインにより、国の行政手続等における本人確認が、それぞれのリスクに応じた適切な手法によって実施され、ひいては安全・安心で、公平かつ利便性の高い行政サービスの実現に資することを目的とする。

1.2 適用対象

本ガイドラインは、国の行政機関が提供する行政手続又は行政サービス (以下「対象手続」という。)において、個人又は法人等が申請・届出・アカウント登録・ログイン等を行う際の本人確認を対象とする。

また、法人等の手続における身元確認については、個人に対する身元確認 とは異なる考え方や手法が必要となるため、その考え方、プロセス、手法例 を「別紙2 法人等の手続における身元確認の考え方について」で示す。

なお、委任や代理人等の条件については対象手続に関係する法令等に従う ものとし、本ガイドラインの対象外とする。

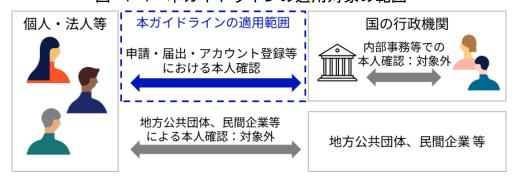


図 1-1 本ガイドラインの適用対象の範囲

1.3 位置付け

本ガイドラインは、デジタル社会推進標準ガイドラインにおける「標準ガイドライン (Normative):政府情報システムの整備及び管理に関するルールとして順守する内容を定めたドキュメント」として位置付ける。

1.4 用語

本ガイドラインにおいて使用する用語は、標準ガイドライン群用語集及び表 1-1 のとおりとする。ただし、標準ガイドライン群用語集と異なる定義をするときは、標準ガイドライン群用語集と異なる定義であることが明確となるように記載するものとする。なお、参照しやすいよう文中の注記等にて用

語集と同様の定義を記載する場合がある。

標準ガイドライン群用語集及び標準ガイドライン群各文書中に用語の定義をしていないものは、一般的な用語の意義を用いるものとする。その他専門的な用語については、民間の用語定義を参照されたい。

なお、国の行政機関における本人確認やデジタルアイデンティティにおいては、諸外国との国際的な相互運用性が求められる場面が想定されるため、 用語の対応関係を明確にすることを目的として、一部の用語には対応する英語表記を併記する。

表 1-1 本人確認に係る用語の定義

表 1-1 本人催認に係る用語の定義		
用語	意味	
本ガイドライン全般に係る	用語	
本人確認	申請者の実在性や当人性を確認する行為のこと。	
	本ガイドラインでは、本人確認を「身元確認」、	
	「当人認証」及び「フェデレーション」の3つの	
	要素に分解して説明する。	
	[補足]一般に多義的に用いられる用語であるた	
	め、対象手続に関連する法令等での定義とは異な	
	る場合があることに留意すること。	
デジタルアイデンティテ	ある主体(Entity)をデジタル空間において表現す	
1	るための属性の集合のこと。	
(Digital Identity)		
身元確認	申請者を一意に識別するとともに、その実在性を	
(Identity Proofing)	確認すること。	
	具体的には、申請者の属性情報を収集することで	
	申請者を一意に識別するとともに、収集した属性	
	情報が真正かつ申請者自身のものであることを本	
	人確認書類により検証することで、申請者が実在	
	かつ生存する人物であることを確認する。	
当人認証	申請者の当人性を確認すること。	
(Authentication)	具体的には、対象手続を利用しようとする者が、	
	身元確認時に登録された者と同一の人物であるこ	
	とを、申請者と紐づけて登録した認証器等を用い	
	て確認する。	
フェデレーション	身元確認や当人認証を、他者に依拠して実現する	

用語	意味	
(Federation)	こと。	
	具体的には、信頼できる ID プロバイダと連携	
	し、ID プロバイダによって行われた身元確認や	
	当人認証の結果に関する情報を入手することで、	
	対象手続における本人確認を実現する。	
申請者	対象手続において、申請・届出・アカウント登	
(Applicant /	録・ログイン等を行おうとする個人又は法人等の	
Claimant)	担当者のこと。	
	申請者は必ずしも対象手続の正当な利用者とは限	
	らないため、「身元確認」や「当人認証」によっ	
	て検証する必要がある。	
法人等	本ガイドラインでは、国税庁長官により法人番号	
	の指定を受けた法人のことを指す。	
保証レベル	本人確認の確からしさを段階的に表現するための	
	レベル。本ガイドラインでは「身元確認保証レベ	
	ル」と「当人認証保証レベル」の 2 種類の保証レ	
	ベルの位置づけと対策基準を定義する。	
対策基準	対象手続の本人確認において実施すべき対策の基	
	準を定めたもの。	
身元確認(Identity Proof	ing)に係る用語	
属性情報(Attributes)	ある主体が備えている性質や特徴に関する情報。	
[例]氏名、生年月日、住所など。		
本人確認書類	身元確認において、申請者が主張する属性情報の	
(Identity Evidence)	証拠として用いる書類。	
	[補足]マイナンバーカードや運転免許証などの物	
	理的な本人確認書類のほか、スマートフォンに格	
	納されたデジタル証明書なども本人確認書類にな	
-taatot	り得る。	
真正性	情報、データ、文書などが本物であり、偽造や改	
	ざんがされていないこと。本ガイドラインでは本	
人確認書類の真正性について扱う。		
デジタル署名	公開鍵暗号を用いた電子的な署名情報のこと。デ	
(Digital Signature)	ジタル署名を検証することで、署名者の検証及び	
	署名対象情報が改ざんされていないことの検証を	

用語	意味	
	実現できる。	
信頼できる情報源	本人確認書類の記載情報を保持している権威ある	
(Authoritative	組織やシステム等。本人確認書類の検証におい	
Source)	て、記載情報を照会することで正確性や非改ざん	
	性を確認する際に用いられる。	
当人認証 (Authentication)に係る用語	
知識情報	パスワードや暗証番号等、利用者本人のみが知り	
	得る情報。	
所持情報	秘密鍵を格納した IC カードやスマートフォン、	
	ワンタイムパスワード生成器、乱数表など、利用	
	者本人のみが所持する所有物に関する情報。	
生体情報	顔、指紋、光彩、静脈等、本人のみがもつ生体的	
	特徴に関する情報。これを用いる認証方法を生体	
	認証と呼ぶ。	
単要素認証	「知識情報」、「所持情報」、「生体情報」のうち、	
(Single-Factor	単一の要素のみを用いて当人認証を行う方式。	
Authentication)		
多要素認証	「知識情報」、「所持情報」、「生体情報」のうち、	
(Multi-Factor	複数を組み合わせて当人認証を行う方式。	
Authentication)		
認証器	当人認証に用いるために申請者が所持し管理する	
(Authenticator)	情報、機器、ソフトウェア等の総称。	
	[例]パスワード、ワンタイムパスワード生成器、	
	公開鍵暗号を格納したデバイスなど。	
フィッシング攻撃	利用者を偽のサイトに誘導し、入力されたパスワ	
(Phishing Attack)	ードや個人情報等を窃取する攻撃。	
	[補足]窃取した情報をリアルタイムに中継するこ	
	とでワンタイムパスワード認証等を突破する攻撃	
	手法も存在する。	
SIMスワップ	携帯電話会社の SIM カードの再発行手続等に対し	
(SIM Swap)	てなりすまし等の攻撃を行い、利用者の携帯電話	
	番号を乗っ取る攻撃。	
サイドチャネル攻撃	IC カード等のハードウェアを物理的に観測する	
	ことで得られる情報(消費電力、電磁場、処理時	

用語	意味	
	間等)を基に、内部の秘匿された秘密鍵等の情報	
	を復元する攻撃。	
耐タンパ性	暗号鍵を格納する機器等において、内部に格納さ	
	れた情報の不正な読み出し、改ざんなどの攻撃	
	(物理的な解析攻撃やサイドチャネル攻撃等) へ	
	の耐性を示す度合いのこと。	
	一般に、「耐タンパ性を備えている」「耐タンパ性	
	がある」と表現する場合、そのような攻撃が極め	
	て困難であることを意味することが多い。	
フェデレーション (Federa	tion)に係る用語	
ID プロバイダ	フェデレーションによる連携を行うモデル(連携	
(Identity Provider)	モデル)において、申請者に対する身元確認や当	
	人認証を行い、その結果に関する情報を依拠当事	
	者へと連携する主体のこと。	
依拠当事者	連携モデルにおいて、身元確認や当人認証を ID	
(Relying Party)	プロバイダに依拠する主体のこと。	
アサーション	連携モデルにおいて、身元確認や当人認証の結果	
(Assertion)	に関する情報を連携するために、ID プロバイダ	
	から依拠当事者へと発行される情報のこと。	
アサーションインジェク	偽造・改ざん・再利用などによる不正なアサーシ	
ション攻撃(Assertion	ョンを依拠当事者に提示することで、不正アクセ	
Injection Attack)	ス等を行う攻撃。	
共有シグナル	ID プロバイダと依拠当事者の間で、利用者アカ	
(Shared Signaling)	ウントの停止、侵害の疑い、属性情報の変更など	
	を共有するために用いられる情報のこと。	

1.5 基本的な考え方

本人確認は、単に高いセキュリティを確保すればよいというものではなく、 事業目的の遂行、公平性、プライバシーなど様々な観点を考慮した検討が必 要となる。本ガイドラインに基づく検討は、以下に示す5つの観点を念頭にお いて実施するものとする。

1) 事業目的の遂行

本人確認が障壁となって、対象手続が達成しようとする事業目的が阻害されてはならない。

例えば、災害発生時における緊急性の高い手続において必要以上に厳格な本人確認手法を求めた場合、それが申請の妨げとなり、本来の事業目的を阻害してしまうおそれがある。

採用しようとする本人確認手法において事業目的の遂行を阻害する懸念がある場合には、代替の手段や例外措置をあわせて検討する必要がある。

2) 公平性

本人確認手法によって、対象手続の公平性が損なわれてはならない。

例えば、スマートフォンの所持のみを前提とする当人認証手法は、スマートフォンを所有しない利用者にとって利用が難しく、窓口への来訪を必須とする本人確認手法は居住地が窓口から遠い利用者にとって不利となり得る。このほか、性別、居住地、職業、身体/認知機能、障害の有無などによって対象手続の申請や利用における公平性が損なわれないかの評価を行い、不公平性の懸念が生じる場合には、代替、追加手段の提供や例外措置をあわせて検討する必要がある。

3) プライバシー

本人確認においては個人に関する情報を取り扱うため、個人情報やプライバシーの保護について十分な留意が必要である。例えば、本人確認に不必要な情報が本人確認の名目で取得されたり、本人確認のために収集された個人情報が不適切に二次利用されたりすると、利用者に不必要なプライバシーリスクを課すことになりかねず、また事業そのものの信頼性を損ないかねない。そのため、個人情報の取得時における利用目的の明示や、利用目的の達成に必要な範囲に限定した保有などの個人情報保護法に準拠した取扱いを徹底するとともに、プライバシー影響評価やプライバシー・バイ・デザイン等の取組を行う必要がある。

4) アクセシビリティ及びユーザビリティ

提供する本人確認手法は障害の有無にかかわらず利用できるもの(アクセシビリティ)であり、利用者にとって使いやすいもの(ユーザビリティ)でなくてはならない。

提供する本人確認手法におけるアクセシビリティ及びユーザビリティが十分に配慮されていないと、特定の申請者が誤操作を行う、手続を断念する原因にもなり、事業目的の遂行や公平性に大きな影響を与えることになる。

5) セキュリティ

セキュリティ強度の高い本人確認手法は、前述の事業目的の遂行、公平性、プライバシー、アクセシビリティ及びユーザビリティの観点ではデメリットを抱えている場合がある。したがって、セキュリティ面のリスクの影響度を考慮しつつ、事業目的の遂行、公平性、プライバシー、アクセシビリティ及びユーザビリティへの影響も踏まえた適切な手法の選択が必要である。

2 本人確認の基本的枠組み

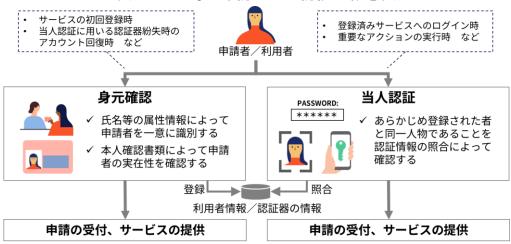
2.1 本人確認の構成要素

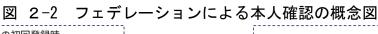
本ガイドラインでは、本人確認を構成する要素として「身元確認」と「当人認証」を定義する。さらに、身元確認や当人認証を他者(信頼できる ID プロバイダ)に依拠して実現する要素として「フェデレーション」を定義する。それぞれの構成要素の定義を表 2-1 に改めて示す。また、各要素による本人確認の概念図を図 2-1 及び図 2-2 に示す。

表 2-1 本人確認を構成する要素の定義

構成要素	定義	
身元確認	申請者を一意に識別するとともに、その実在性を	
(Identity Proofing)	確認すること。	
	具体的には、申請者の属性情報を収集することで	
	申請者を一意に識別するとともに、収集した属性	
	情報が真正かつ申請者自身のものであることを本	
	人確認書類により検証することで、申請者が実在	
	かつ生存する人物であることを確認する。	
当人認証	申請者の当人性を確認すること。	
(Authentication)	具体的には、対象手続を利用しようとする者が、	
	身元確認時に登録された者と同一の人物であるこ	
	とを、申請者と紐づけて登録した認証器等を用い	
	て確認する。	
フェデレーション	身元確認や当人認証を、他者に依拠して実現する	
(Federation)	こと。	
	具体的には、信頼できる ID プロバイダと連携し、	
	ID プロバイダによって行われた身元確認や当人認	
	証の結果に関する情報を入手することで、対象手	
	続における本人確認を実現する。	

図 2-1 身元確認と当人認証の概念図







2.2 本人確認の実装モデル

情報システムにおいて本人確認を実装するためのモデルとして、前述のフェデレーションによる本人確認を行う「連携モデル(Federated Model)」と、フェデレーションを行わない「非連携モデル(Non-Federated Model)」の2つのモデルを定義する。

本ガイドラインに基づく政府情報システムの検討においては、共通機能の活用による開発の効率化や費用負担の軽減等を目的として、まずは「連携モデル」の採用を第一候補として検討するものとする。

「非連携モデル」については、適切な ID プロバイダが存在しないなど「連携モデル」を採用し難い制約がある場合のみ、採用を検討するものとする。

1) 連携モデル (Federated Model)

連携モデルは、ID プロバイダとのフェデレーションによって、身元確認や 当人認証に関する情報の連携を行うモデルである。

ID プロバイダを共通機能として複数のシステムが共同利用することで、本人確認に必要な機能が、対象手続を提供するそれぞれのシステムにおいて重複して開発・運用されることを回避できる。利用者にとっても本人確認書類の提示が一度で済むなど利便性の向上が期待できる。

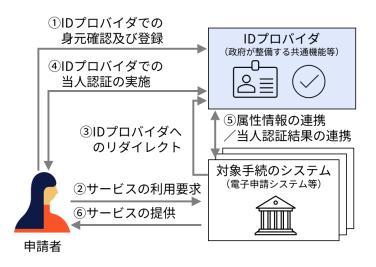


図 2-3 連携モデルの概要図

なお、連携モデルの採用においては、対象手続が必要としている保証レベルを満たす ID プロバイダが存在していることが前提となる点や、フェデレーションに関する脅威への対策が必要となる点に留意が必要である。詳細については「3.3 フェデレーション (Federation)」を参照すること。

2) 非連携モデル (Non-Federated Model)

フェデレーションを行わず、サービス提供機能と本人確認機能を自システムのみで構築するモデルである。

自システム専用の本人確認機能を独自に構築できるが、連携モデルのような共同利用のメリットは得られず、利用者にとってもシステムごとに身元確認や当人認証を行う必要が生じるなど、連携モデルと比べて利便性が低下する点に留意が必要である。

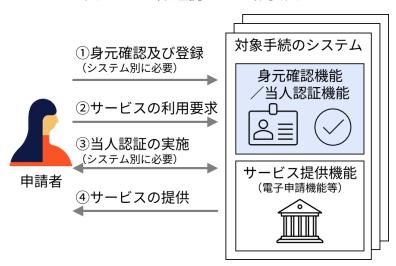


図 2-4 非連携モデル概要図

3) 連携モデルと非連携モデルの組み合わせ

前述の連携モデルと非連携モデルは、組み合わせて活用することも可能である。実装モデルを組み合わせる場合の一例を以下に示す。

- ・ 身元確認は対象手続における独自の要件を満たすため「非連携モデル」 として実装しつつ、当人認証は「連携モデル」により ID プロバイダと 連携して実現する
- ・ 公平性の観点から、「連携モデル」による当人認証手法と「非連携モデル」による当人認証手法をいずれも提供し、利用者が手法を選択できるようにする
- ・ 「連携モデル」によって ID プロバイダから取得した属性情報と、「非 連携モデル」によって対象手続自らが入手・検証した属性情報とを組 み合わせることで、申請者の身元確認を行う

3 本人確認における脅威と対策

3.1 身元確認 (Identity Proofing)

身元確認の目的は、申請者の属性情報を収集することで申請者を一意に識別するとともに、収集した属性情報が真正かつ申請者自身のものであることを本人確認書類により検証することで、申請者が実在かつ生存する人物であることを確認することである。

本節では、身元確認において想定される脅威、実施すべきプロセスと手法例を解説し、身元確認における保証レベルと対策基準を定義する。

1) 身元確認における脅威と対策

身元確認においては、以下に示すような脅威が想定される。これらの脅威を検知又は防止するため、「対策プロセス」に記載した各プロセスを経て身元確認を実施することが必要である。

表 3-1 身元確認における主な脅威と対策プロセス

No.	主な脅威	脅威の概要	対策プロセス
1	重複登録	申請情報の不足や誤り等によって、同一	属性情報の収
		の申請者による重複申請を検知できずに	集
		受け付けてしまう。	
2	別人との誤紐	申請情報の不足や誤り等によって、申請	
	づけ	者と別の人物とを区別できなくなり、誤	
		った人物の情報と紐づけてしまう。	
3	本人確認書類	偽造又は改ざんされた本人確認書類によ	本人確認書類
	の偽造・改ざ	って、実在する別の人物や架空の人物に	の検証
	ん	なりすまされる。	
4	本人確認書類	電子的又は物理的に複製された本人確認	
	の複製	書類によって、実在する別の人物になり	
		すまされる。	
5	本人確認書類	盗まれた本人確認書類によって、実在す	申請者の検証
	の盗用	る別の人物になりすまされる。	
6	本人確認書類	貸し借りされた本人確認書類によって、	
	の貸し借り	実在する別の人物になりすまされる。	

2) 身元確認のプロセス

身元確認は、「属性情報の収集」、「本人確認書類の検証」及び「申請者の検証」の3つのプロセスによって実施する。また、身元確認の完了後には、利用者の属性情報や認証器等の認証関連情報を登録する「登録」プロセスを行う。 関連するプロセスの全体像を以下に示す。

図 3-1 身元確認プロセスの全体像

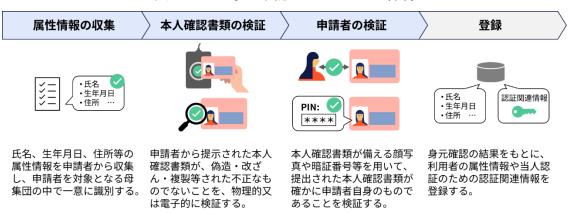


表 3-2 身元確認プロセス及び登録プロセスの概要

No.	プロセス		概要
1	身元確認	属性情報の	氏名、生年月日、住所等の属性情報を申請者
		収集	から収集し、対象となる母集団の中で申請者
			を一意に識別する。これにより、重複登録や
			別人との誤紐づけを検知・防止可能とする。
2		本人確認書	申請者から提示された本人確認書類の真正性
		類の検証	を物理的又は電子的に検証する。これによ
			り、本人確認書類の偽造・改ざん・複製等に
			よって実在する別の人物や架空の人物になり
			すまそうとする攻撃を検知する。
3		申請者の検	本人確認書類が備える顔写真や暗証番号等を
		証	用いて、提出された本人確認書類が確かに申
			請者自身のものであることを検証する。これ
			により、本人確認書類が盗難や貸し借りされ
			たものでないことを検証する。
4	登録		身元確認の結果を基に、利用者の属性情報や
			当人認証の際に利用する認証器等の認証関連
			情報を登録する。

3) 身元確認の手法

身元確認の各プロセスにおける主な手法を示す。なお、ここで示す手法は 主な例であり、他の手法の採用を妨げるものではない。

ア 属性情報の収集手法

このプロセスでは、申請者の氏名等の属性情報を収集することで、対象となる母集団の中で申請者を一意に識別する。収集対象とする属性情報は、氏名、生年月日、住所、個人識別符号(対象手続で利用可能である場合)等が一般的であるが、対象手続の業務特性等により異なる。

属性情報を正確に収集できないと、申請者を一意に識別できず重複登録や別人との誤紐づけの原因となる。そのため、誤記や表記揺れのほか、改姓や改名、住所変更、通称、外国語の表記法、文字コード、異体字や外字の取扱いなど、一意な識別を妨げる様々な要素を考慮しなければならない。

属性情報の収集における主な手法は以下のとおりである。

a) 電子的な読取り

本人確認書類に搭載された IC チップ等から、属性情報を電子データとして読み取る手法。手書き・手入力に伴う誤記や表記揺れ等を防ぎ、属性情報を正確に収集できるが、取り扱うシステムにおける文字コードや異体字・外字の整合等についての留意が必要となる。

後述する本人確認書類の検証手法において「デジタル署名の検証」を行 うことが前提となる。

b) 物理的な読取り

OCR (Optical Character Recognition: 光学式文字認識) 装置等を用いて、本人確認書類から属性情報を光学的に読み取る手法。手書きや手入力に起因する誤記等のリスク低減が期待できるが、読み取り精度を考慮した確認作業が必要となる。

c) 申請者自身による記入・入力

申請様式や申請フォームを用意し、申請者自身による記入・入力を求める手法。誤記や表記揺れなどのリスクが存在する。また、紙への記入を求める方式については、申請を受け付けた側でのデータ入力時の入力ミスや読み間違いのリスクについても考慮が必要となる。

d) ID プロバイダからの情報取得

IDプロバイダに身元確認を依拠する連携モデルの場合、IDプロバイダが実施した身元確認の結果を取り寄せることで、対象手続側で必要とする申請者の属性情報を取得する手法。この場合、後述する「本人確認書類の検証」や「申請者の検証」はIDプロバイダによって実施済みのものとして扱うことができる。

ここで取得した属性情報の正確性や保証レベルは、ID プロバイダが実施した身元確認の手法(身元確認の具体的手法、提示された本人確認書類の種類等)に依存する点や、ID プロバイダが身元確認を実施した時点から属性情報が変更されている可能性がある点に留意すること。

正確性や保証レベルが対象手続において受け入れ可能なものであるかについては、ID プロバイダとの「信頼関係の確立」プロセスにおいてあらかじめ確認・合意することが必要である。詳細については「3.3 フェデレーション(Federation)」を参照すること。

参考:属性情報の収集手法の具体例

参考情報として、対面及び非対面における各手法の具体例を以下に示す。

手法例	対面での具体例	非対面での具体例
a) 電子的な読	スマートフォン又は IC カ	(対面と同じ)
取り	ードリーダーを用いて、マ	
	イナンバーカードの IC チ	
	ップから基本 4 情報を読み	
	取る。	
b) 物理的な読	OCR 装置を用いて、本人確	OCR 機能付きのスマートフ
取り	認書類の記載情報を光学的	ォンアプリを用いて、本人
	に読み取る。	確認書類の記載情報を光学
		的に読み取る。
c) 申請者自身	紙の申請書を用意し、申請	申請サイトの Web フォーム
による記	者自身による記入を求め	に申請者自身による入力を
入・入力	る。	求める。
d) IDプロバイ	(対面での実施は想定され	ID プロバイダと連携し、必
ダからの情	ない)	要な属性情報を ID プロバ
報取得		イダから取得する。

イ 本人確認書類の検証手法

このプロセスでは、身元確認におけるなりすまし等の不正を防ぐため、申請者から提示された本人確認書類に対して、それが偽造・改ざんされたものでないことを検証する手法。

主な手法は以下のとおりである。手法により利用可能な本人確認書類と検 証強度が異なるため、対象手続の利用者特性、取り扱う本人確認書類、想定 されるリスク等を踏まえながら、採用する手法を検討する必要がある。

a) デジタル署名の検証

本人確認書類に格納された電子データに発行元のデジタル署名が付与されている場合において、デジタル署名を検証することで、データの発行元と、データが発行後に改ざんされていないことを検証する手法。デジタル署名のもつ暗号学的な性質に基づき、厳密な検証が可能である。

b) 信頼できる情報源への照会

信頼できる情報源(本人確認書類の発行元など、本人確認書類の記載情報を正確に保持している、権威ある組織やシステム)に対して、一意な参照番号や QR コード等を用いて情報を照会することで、本人確認書類に記載された内容の真正性を確認する手法。発行元等の情報を直接取得できるため厳密な検証が可能であるが、参照に用いる参照番号や QR コード等の真正性については別の手法で検証する必要がある。

c) 対面での物理的検査

対面において、本人確認書類を物理的(視覚的・触覚的)に検査することで、偽造・改ざんがされていないことを検証する手法。

検証の強度は、検査を行う環境(照明の明るさ等)、検査に利用できる道具、本人確認書類が備える偽造対策技術(ホログラムやパールインキ等の印刷技術)、検査担当者の経験・技能、訓練やマニュアルの有無など、様々な要因によって左右される。

d) 非対面での物理的検査

カメラによる画像・動画の撮影、複合機等による複写・スキャン等によって、本人確認書類を非対面で検証する手法。

手法により強度の差はあるが、この手法においては精巧な偽造・改ざん の検知は難しく、対面の場合と比べて検証の強度は低くなる。

参考:本人確認書類の検証手法の具体例

参考情報として、対面及び非対面における各手法の具体例を以下に示す。

手法例	対面での具体例	非対面での具体例
a) デジタル署	マイナンバーカードの IC	(対面と同じ)
名の検証	チップから読み取った電子	
	データに付与されているデ	
	ジタル署名を検証し、電子	
	データの偽造や改ざんが行	
	われていないことを確認す	
	る。	
b) 信頼できる	本人確認書類の QR コード	本人確認書類を撮影した画
情報源への	を読み取るなどして発行元	像や複写物の提出を求め、
照会	のサイトにアクセスし、表	そこに記載された QR コー
	示された情報と本人確認書	ドを読み取るなどして発行
	類の記載内容が一致してい	元のサイトにアクセスし、
	ることを確認する。	表示された情報と本人確認
		書類の記載内容が一致して
		いることを確認する。
c) 対面での物	本人確認書類を担当者が視	_
理的検査	覚的・触覚的に検査するこ	
	とで、偽造や改ざんが行わ	
	れていないことを確認す	
	る。	
	本人限定受取郵便(特定事	
	項伝達型)など、対面で本	
	人確認書類の確認を行う郵	
	送サービスを利用する。	
d) 非対面での	_	本人確認書類を撮影した画
物理的検査		像や複写物の提出を求め、
		それを担当者が視覚的に確
		認することで、偽造や改ざ
		んが行われていないことを
		確認する。

ウ 申請者の検証手法

「本人確認書類の検証」によって本人確認書類が真正かつ有効であることを確認できた場合でも、窃盗や貸し借りによって正規の本人確認書類が悪用されている可能性がある。そのため、このプロセスで本人確認書類が確かに申請者自身のものであることを検証する。

主な手法は以下のとおりである。手法によって利用可能な本人確認書類と 検証強度が異なるため、対象手続の利用者特性、取り扱う本人確認書類、想 定されるリスク等を踏まえながら、採用する手法を検討する必要がある。

a) 対面での容貌確認

対面において、本人確認書類に含まれる顔写真と申請者の容貌とを見比べ、本人確認書類が確かに申請者自身のものであることを検証する手法。

この検証の強度は、検証を行う環境(照明の明るさ等)、検証時の条件(帽子やマスク等の着脱等)、本人確認書類の顔写真の品質や媒体(印刷されたものか、IC チップに格納された電子データか)、検証を担当する者の経験・技能、マニュアルや訓練の有無など、様々な要因によって左右される。

b) 非対面での容貌確認

オンラインでの手続において、カメラで撮影された映像・画像等を観察することで、本人確認書類に含まれる顔写真と申請者の容貌とを見比べ、本人確認書類が確かに申請者自身のものであることを検証する手法。

この検証の強度は、カメラでの撮影を行う環境(照明の明るさ等)、カメラの解像度、本人確認書類の顔写真の精度、検査を担当する者の経験・技能、マニュアルや訓練の有無など、様々な要因によって左右される。顔照合技術等を用いて検査担当者を介さずに行う場合は、当該技術の精度によっても左右される。

また、カメラに対して偽の映像・画像を提示する攻撃(プレゼンテーション攻撃)や、カメラで撮影されたデータを偽の映像・画像に差し替える攻撃(インジェクション攻撃)など、この手法における特有の攻撃への対策も必要となる。

c) 暗証番号等による検証

IC チップを備える本人確認書類やスマートフォンに搭載された本人確認書類等において、それらが備える暗証番号や生体情報による認証機能を利用することで、本人確認書類が確かに申請者自身のものであることを検証する手法。

この検証の強度は、認証に用いる要素、認証機能の精度や仕様(暗証番号の桁数、生体認証の本人拒否率や他人受入率等)等に左右されるが、検証の環境や担当者の技能等に左右されにくく、一定の強度が期待できる。ただし、暗証番号を用いる場合、本人確認書類とともに暗証番号が攻撃者に共有され得るため、例えば本人確認書類の貸し借り等は検知できない。

d) 住所への到達確認による検証

本人確認書類に記載された住所等の連絡先に対して「確認コード(6 桁の番号等)」等を送付するなどして到達確認を行うことで、申請者と本人確認書類との紐づきを検証する手法。顔写真を含まない本人確認書類にも適用できる特徴がある。

この検証の強度は、検証の環境や担当者の技能等に左右されにくく、対面・オンラインのいずれにおいても一定の強度が期待できる。ただし、送達中の確認コードが攻撃者に不正取得されるリスクが存在する点などへの留意が必要である。また、送付した確認コード等が攻撃者に共有され得るため、例えば本人確認書類の貸し借り等は検知できない。

参考:申請者の検証手法の具体例

参考情報として、対面及び非対面における各手法の具体例を以下に示す。

手法例	対面での具体例	非対面での具体例
a) 対面での	窓口等において、申請者の	_
容貌確認	容貌と本人確認書類の顔写	
	真とを見比べ、同一の人物	
	であることを確認する。	
	本人限定受取郵便(特定事	
	項伝達型)など、対面での	
	容貌確認を行う郵送サービ	
	スを利用する。	
b) 非対面で	_	申請者の容貌と本人確認書
の容貌確		類をスマートフォンで撮影
認		することを求め、提出され
		た映像・画像を見比べるこ
		とで、同一の人物であるこ
		とを確認する。
c) 暗証番号	マイナンバーカードをスマ	(対面と同じ)
等による	ートフォンや IC カードリー	
検証	ダーで読み込む際の暗証番	
	号による認証成功をもっ	
	て、当該マイナンバーカー	
	ドが申請者自身のものであ	
	ることを確認する。	
d) 住所への	提出された住民票の写しに	(対面と同じ)
	記載された住所に 6 桁の確	
による検	·	
証	イト上でコードが入力され	
	たことを確認することで、	
	提出された住民票の写しが	
	申請者自身のものであるこ	
	とを確認する。	

4) 身元確認保証レベルと対策基準

ア 身元確認保証レベルの位置づけ

身元確認の保証レベルは、表 3-3 に示す3 段階で定義する。 なお、対象手続におけるリスクの影響度の判断基準については本ガイドラインの「4 本人確認手法の検討方法」を参照すること。

表 3-3 身元確認保証レベルの位置づけ

身元確認	保証レベルの位置づけ	
保証レベル		
レベル3	身元確認に関するリスクの影響度が「高位」となる対象手続が	
	該当する保証レベル。	
	「デジタル署名の検証」によって本人確認書類の検証を行うこ	
	とを必須とし、本人確認書類の偽造・改ざん及び複製の脅威に	
	対して厳格な耐性を確保する。	
レベル2	身元確認に関するリスクの影響度が「中位」となる対象手続が	
	該当する保証レベル。	
	本人確認書類の検証は、レベル3の手法に加えて「信頼できる	
	情報源への照会」又は「対面での物理的検査」を行うことを許	
	容し、本人確認書類の偽造・改ざんの脅威に対して標準的な耐	
	性を確保する。	
レベル1	身元確認に関するリスクの影響度が「低位」となる対象手続が	
	該当する保証レベル。	
	本人確認書類の検証は、レベル2の手法に加えて「非対面での	
	物理的検査」を行うことを許容し、本人確認書類の偽造・改ざ	
	んの脅威に対して簡易的な耐性を確保する。	

イ 身元確認保証レベルの対策基準

身元確認における各保証レベルの対策基準は下表のとおりとする。

表 3-4 身元確認保証レベルの対策基準

衣 3 4 身九惟総体証レベルの対象基準		
身元確認 保証レベル	対策基準	
レベル3	属性情報の収集手法は、以下のいずれかとすること。	
,,,,	・ 電子的な読取り	
	・ IDプロバイダからの情報取得	
	本人確認書類の検証手法は、電子的な複製が困難な本人確認書	
	本人権心音類の検証子伝は、电子的な複数が凶難な本人権心音 類を用いた「デジタル署名の検証」とすること。	
	申請者の検証手法は、以下のいずれかとすること。	
	・ 対面での容貌確認 (※1)	
	・ 非対面での容貌確認 (※1) (※2)	
	・ 暗証番号等による検証 (※3)	
レベル2	属性情報の収集手法は任意とする。	
	本人確認書類の検証手法は、以下のいずれかとすること。	
	・ デジタル署名の検証	
	・ 信頼できる情報源への照会	
	・対面での物理的検査	
	申請者の検証手法は、以下のいずれかとすること。	
	・対面での容貌確認	
	・ 非対面での容貌確認 (※2)	
	・ 暗証番号等による検証 (※3)	
レベル1	属性情報の収集手法は任意とする。	
	本人確認書類の検証手法は、以下のいずれかとすること。	
	・ デジタル署名の検証	
	・ 信頼できる情報源への照会	
	・対面での物理的検査	
	・非対面での物理的検査	
	申請者の検証手法は、以下のいずれかとすること。	
	対面での容貌確認	
	・ 非対面での容貌確認(※2)	
	・ 暗証番号等による検証(※3)	
	・ 住所への到達確認による検証 (※3)	

- ※1: 身元確認保証レベル3の容貌確認では、顔写真が偽造・改ざんされていないことを「デジタル署名の検証」によって検証する必要があることに留意すること。また、厳格な対面での容貌確認については実施担当者に技能が要求されるため、適切にトレーニング等を実施すること。詳細は「3.1 身元確認(Identity Proofing) 5) 身元確認に関する個別検討事項 エ 身元確認の実施担当者に対する訓練等」を参照のこと。
- ※2: 非対面での容貌確認では、カメラに対して偽の映像・画像を提示する攻撃(プレゼンテーション攻撃)や、カメラで撮影されたデータを偽の映像・画像に差し替える攻撃(インジェクション攻撃)などへの対策が必要となる。攻撃技術の動向を把握した上で、必要な対策を実施し、適時見直しを実施すること。詳細は「3.1 身元確認(Identity Proofing) 5)身元確認に関する個別検討事項 オ カメラに対する攻撃への対策」を参照のこと。
- ※3: これらの手法は本人確認書類の貸し借りを検知できない手法であること に留意すること。

なお、対策基準はあくまで基準である。同等の脅威耐性を確保できる場合 は他の手法等により代替してもよい。

5) 身元確認に関する個別検討事項

以下の事項については、保証レベルや対策基準によらず、対象手続の特性 等を踏まえて個別の検討を行うものとする。

ア 身元確認において収集する属性情報

身元確認において申請者からどのような属性情報を収集する必要があるかについては、対象手続の事業目的、対象とする利用者層、マイナンバーの利用可否などによって異なる。プライバシーの観点からは、収集する情報は必要最小限の範囲とする必要もある。

これらの点を考慮しつつ、対象手続の身元確認において申請者から収集すべき属性情報を検討すること。

イ 身元確認で利用可能とする本人確認書類

対象手続においてどのような本人確認書類を利用可能とすべきかについては、対象手続の目的、根拠法、利用者層、身元確認保証レベル、採用する身元確認手法など、様々な条件や制約を考慮して決定する必要がある。したがって、利用可能とする本人確認書類の種類や条件、複数の本人確認書類の組

み合わせの可否等については、対象手続において個別に検討すること。 検討の参考として、採用する身元確認手法に基づく本人確認書類の条件の 考え方を以下に示す。

表 3-5 利用可能とする本人確認書類の考え方

身元確認手法	利用可能とする本人確認書類の条件	
共通	公的機関等の信頼できる機関によって、適切な身元確認を経	
八 地		
	た上で、適切なプロセスによって発行された本人確認書類で	
	あること。	
	不正の発覚時等に発行元への照会が可能であること。	
デジタル署名	発行元によるデジタル署名が付与されており、発行元の検証	
の検証	及び真正性の検証が可能であること。	
	電子データの不正な取り出しや複製が困難な仕組み(耐タン	
	パ性を有する IC チップや、それに類する技術的対策等)を備	
	えていること。	
物理的検査	本人確認書類の偽造や改ざんを防止するための技術(ホログ	
	ラム、パールインキ、顔写真のシェーディング等) が備えら	
	れていること。	
容貌確認	適切な品質の顔写真が印刷されていること。	
	適切な品質の顔写真を電子データに含むこと。	
暗証番号等に	暗証番号等による認証機能を備えること。	
よる検証		
住所への到達	確認コード等の送付先として利用できる住所等の情報を含む	
確認による検	こと。	
証		

ウ 本人確認書類の貸し借りへの対策

申請者の検証手法のなかには、「本人確認書類の貸し借り」への耐性を備えない手法もある。対象手続において本人確認書類の貸し借りが行われた場合のリスクを評価し、これを受容できない場合は貸し借りへの耐性を有する手法の採用を検討すること。

エ 身元確認の実施担当者に対する訓練等

身元確認手法のなかには、実施手順や実施する担当者の技能等によって検 証強度が大きく左右されるものがある。そのような手法を採用する場合は、 適切な検証を実施するためのマニュアル等を整備し、身元確認の実施担当者 に対して適切な教育や訓練を行うこと。

実施担当者に対する訓練を必要とする手法例:

- ・ 本人確認書類の検証手法の「対面での物理的検査」
- ・ 本人確認書類の検証手法の「非対面での物理的検査」
- 申請者の検証手法の「対面での容貌確認」
- 申請者の検証手法の「非対面での容貌確認」

オ カメラに対する攻撃への対策

非対面の身元確認においてカメラの映像・画像を用いる場合、カメラに偽の映像・画像を流し込む、通信途中にデータを差し替える、AI 技術等を用いて映像をリアルタイムに加工するなど、この手法に対する特有の攻撃(プレゼンテーション攻撃、ビデオインジェクション攻撃)が想定される。有効な対策は採用しようとする手法や端末環境によって異なるため、必要な対策を個別に検討し講じること。

対策の例:

- ・ 攻撃を検知するための技術(高度なライブネスチェック等)の採用
- ・ 攻撃が技術的に困難な仕組みを備える端末や OS の指定
- ・ 専用端末が備えられたブースなど、第三者による攻撃が困難な環境での 身元確認の実施

カ 「基本的な考え方」に基づく考慮事項

「1.5 基本的な考え方」に基づき、以下の点を考慮すること。

a) 事業目的の遂行、公平性への影響

身元確認に利用できる本人確認書類が限られることによって、事業目的の遂行や公平性への影響が生じないか留意すること。例えば、本人確認書類に対して「デジタル署名の検証」を必須とする場合、デジタル署名に対応した本人確認書類を有していない利用者の存在を考慮した対応の要否を検討すべきである。

b) プライバシーに関する考慮事項

身元確認では個人情報を収集するため、収集した情報の取扱いに係るプライバシー面のリスクを識別・評価し、必要な対策を検討すること。

例えば、収集した情報の不適切な利用、名寄せ、第三者への提供、改ざ

ん、漏えいなどのリスクが想定される。対策の例としては、収集する情報の最小化(Data Minimization)、必要のなくなったデータの破棄、目的外利用が行われないための適切な管理や教育などが考えられる。

c) セキュリティに関する考慮事項

それぞれの手法による検証の強度は、運用方法によっても大きく左右されることに留意すること。特に、担当者が目視で行う「物理的検査」や「容貌確認」といった手法では、検証の環境、本人確認書類の種別、機材の有無、検証に費やせる時間、マニュアルや訓練の有無など、様々な要因によって検証の強度が変わる。これらの手法を採用する場合には、これらの要素について具体的な運用設計を行うこと。

3.2 当人認証 (Authentication)

当人認証の目的は、対象手続を利用しようとする申請者が、あらかじめ登録されている者と同一の人物であること(当人性)を確認することである。

本節では、当人認証において想定される脅威、プロセス、手法例等を解説し、当人認証における保証レベルと対策基準を定義する。

1) 当人認証における脅威と対策

当人認証における主な脅威と対策を以下に示す。

表 3-6 当人認証における主な脅威と対策例

No.	主な脅威	脅威の概要	対策例
1	オンライン上	総当たりやパスワードリス	パスワードの複雑性の確
	でのパスワー	ト等により繰り返しログイ	保、一定時間当たりの認証
	ドの推測	ンを試行することで、なり	回数の制限、多要素認証の
		すましを行う。	採用
2	盗聴・リプレ	通信を盗聴し、パスワード	通信の暗号化、チャレンジ
	イ攻撃	等を窃取することでなりす	レスポンス方式の採用、
		ましを試みる、同じ内容を	nonce の導入、ワンタイム
		再送信することでなりすま	パスワードの採用
		しを行う。	
3	パスワードや	他サービスから漏えいした	多要素認証の採用
	認証器の盗用	パスワード、窃盗した IC	
		カード等を用いてなりすま	
		しを行う。	
4	フィッシング	利用者を偽のサイトに誘導	フィッシング耐性を有する
	攻擊	し、入力されたパスワード	認証技術の採用
		等を攻撃者が窃取したり、	
		正規のサイトにリアルタイ	
		ムに中継したりすること	
		で、なりすましを行う。	
5	暗号鍵の不正	秘密鍵が格納されたデバイ	耐タンパ性を有するハード
	な取り出し・	スに対し、物理的な解析や	ウェアの利用等
	複製	サイドチャネル攻撃等を行	
		うことにより、秘密鍵を不	
		正に取り出そうとする。	

2) 当人認証のプロセス

当人認証は、認証器のライフサイクルに沿って、「認証器の登録」、「当人認 証の実施」、「盗難・紛失等への対応」及び「アカウントの回復」のプロセス を考慮する必要がある。以下に関連するプロセスの全体像を示す。

図 3-2 当人認証プロセスの全体像

当人認証の実施

盗難・紛失等への対応

アカウントの回復



認証器の登録







アカウント登録時等の身 元確認プロセスにおいて 認証器を登録するなどし て、当人認証に用いる認 証器を利用者と紐づけて 登録する。

手続やサービスを利用し ようとする申請者が、あ らかじめ登録されている 利用者と同一の人物であ ることを、認証器によっ て確認する。

利用者から認証器の盗難 や紛失の報告を受けた際 に、認証器の無効化やア カウントの停止等の対応 を行う。

認証器の盗難・紛失、故 障による交換、パスワー ドの忘失などによって利 用者がアカウントにログ インできなくなった状態 を回復する

表 3-7 当人認証に関連するプロセスの概要

No.	プロセス	概要
1	認証器の登録	アカウント登録時等の身元確認プロセスにお
		いて認証器を登録するなどして、当人認証に
		用いる認証器を利用者と紐づけて登録する。
2	当人認証の実施	手続やサービスを利用しようとする申請者
		が、あらかじめ登録されている利用者と同一
		の人物であることを、認証器によって確認す
		る。
3	認証器の盗難・紛失時	利用者から認証器の盗難や紛失の報告を受け
	の対応	た際に、認証器の無効化やアカウントの停止
		等の対応を行う。
4	アカウントの回復	認証器の盗難・紛失、故障による交換、パス
		ワードの忘失などによって利用者がアカウン
		トにログインできなくなった状態を回復す
		る。

3) 当人認証の手法

当人認証は、一般に「認証の3要素」と呼ばれる「知識情報」、「所持情報」 及び「生体情報」のうち1つ以上を用いて行われる。1つの要素を用いるもの を「単要素認証」、複数の要素を組み合わせて用いるものを「多要素認証」と いう。代表的な当人認証の手法例を以下に示す。

No.	区分	手法例の分類	具体例
1	単要素	パスワード認証	_
2	認証	ワンタイムパスワード認証	・ SMS や電子メールアドレス
			への認証コード送信
3		公開鍵認証	・ IC カード
		(単要素のもの)	・ USB セキュリティキー
4	多要素	パスワード認証	・ スマートフォン用のワンタ
	認証	+ワンタイムパスワード認証	イムパスワード生成アプリ
6		公開鍵認証	・ 暗証番号付き IC カード
		(多要素のもの)	・ 生体認証付き USB セキュリ
			ティキー
			・ パスキー2

表 3-8 代表的な当人認証手法の例

ア パスワード認証

あらかじめ登録した文字列によって利用者を認証する方式。オンラインサービスにおいて最も普及している当人認証手法の1つである。

利用者側が複数のサービスで同じパスワードを使い回すことが少なくなく、他のサービスから漏えいしたパスワードによって不正アクセスを受けるリスクがある。また、利用者を偽のサイトに誘導してパスワードを窃取するフィッシング攻撃に対して脆弱である。こうしたリスクは利用者の行動や判断にも依存するため、サービス提供側での根本的な対策が難しい。

イ ワンタイムパスワード認証

一回限りのパスワードを生成して認証する方式。パスワードの生成や伝達 方法によって様々な種類があり、スマートフォン用の TOTP (Time-based

² FIDO Alliance と W3C (World Wide Web Consortium) がパスワードに代わる 認証技術として共同で技術仕様を策定した公開鍵認証技術の一種。

One-Time Password) アプリでワンタイムパスワードを生成する方式や、サーバ側で生成したワンタイムパスワードを電子メールや SMS 等によって送信する方式などが代表的である。ワンタイムパスワードは「二段階認証」と呼ばれる方式でパスワードとともに用いられることがあるが、リアルタイム中継型のフィッシング攻撃への耐性を有さないことに留意が必要である。

SMS 等を用いてワンタイムパスワードを送信する方式は、SIM スワッピング 攻撃により利用者が携帯電話番号を不正に奪取されるリスク、第三者によって SMS 等の認証代行が行われるリスク、携帯電話番号の再割り当てが行われることで別人に届いてしまうリスク等がある。採用に当たってはこれらのリスクを受容できるか個別のリスク評価が必要である。

電子メールアドレスに対してワンタイムパスワードを送信する方式は、電子メールへのアクセスがパスワードに依存している場合が多く、パスワードと同時に侵害される可能性があることや、メールの送信経路中で傍受されるリスクがある。採用に当たってはこれらのリスクを受容できるか個別のリスク評価が必要である。

ウ 公開鍵認証

IC カード、スマートフォン、USB セキュリティキー等のデバイスに秘密鍵を格納し、公開鍵暗号に基づく認証を行う方式。通常、秘密鍵はデバイスの外部に取り出すことはできない仕組みとなっているが、複数のデバイス間で秘密鍵を同期できる技術も存在する。

a) 単要素の認証器

公開鍵認証のうち、暗証番号や生体情報を必要とせずに利用できる認証 器を用いる場合、「所持情報」を用いる単要素認証となる。

b) 多要素の認証器

公開鍵認証のうち、暗証番号や生体情報によるアクティベーション機能 を有する認証器を用いる場合、多要素認証となる。

4) 当人認証保証レベルと対策基準

ア 当人認証保証レベルの位置づけ

当人認証の保証レベルは、以下の3段階で定義する。

なお、対象手続におけるリスクの影響度の判断基準については本ガイドラインの4章を参照すること。

表 3-9 当人認証保証レベルの位置づけ

当人認証保証レベル	保証レベルの位置づけ
レベル3	当人認証に関するリスクの影響度が「高位」となる対象手続が
	該当する保証レベル。
	多要素認証を必須とし、さらにフィッシング耐性をもつ認証手
	法を全ての利用者が利用することを必須とすることで、厳格な
	耐性を確保する。
レベル2	当人認証に関するリスクの影響度が「中位」となる対象手続が
	該当する保証レベル。
	多要素認証を必須とし、さらにフィッシング耐性をもつ認証手
	法を希望する利用者が選択的に利用できるようにすることで、
	標準的な耐性を確保する。
レベル1	当人認証に関するリスクの影響度が「低位」となる対象手続が
	該当する保証レベル。
	単要素認証により、簡易的な耐性を確保する。

イ 当人認証保証レベルの対策基準

当人認証における各保証レベルの対策基準は下表のとおりとする。

表 3-10 当人認証保証レベルの対策基準

当人認証				
	対策基準			
保証レベル				
レベル3	多要素認証であること。			
	うち一要素は「公開鍵認証」であること。			
	以下の全ての脅威耐性を備えること。			
	・ フィッシング攻撃への耐性(全ての利用者)			
	・ レベル2で求められる脅威耐性			
レベル2	多要素認証であること。			
	以下の全ての脅威耐性を備えること。			
	・ フィッシング攻撃への耐性(希望する利用者(※))			
	・ 暗号鍵の不正な取り出し・複製への耐性			
	(公開鍵認証を用いる場合)			
	・ レベル1で求められる脅威への耐性			
レベル1	単要素認証又は多要素認証であること。			
	以下の全ての脅威耐性を備えること。			
	・ オンライン上でのパスワードの推測への耐性			
	・ 盗聴・リプレイ攻撃への耐性			

[※] 希望する利用者が、フィッシング耐性をもつ認証手法を選択的に利用できることを指す。

なお、対策基準はあくまで基準であり、同等の脅威耐性を確保できる場合 は他の手法等により代替してもよい。

5) 当人認証に関する個別検討事項

以下の事項については、保証レベルや対策基準によらず、対象手続の特性 等を踏まえて個別の検討を行うものとする。

ア 認証器の登録方法

認証器を利用者と紐づけて登録するための登録方法を定めること。

身元確認プロセスの一環として登録することが一般的であるが、アカウント回復のための追加の認証器の登録、認証器の盗難・紛失や故障による交換時の再登録についても考慮が必要である。

イ 認証器の盗難・紛失時の対応

認証器の盗難や紛失を想定した対応をあらかじめ定めること。具体的には、 利用者からの報告に応じて当該認証器の登録を解除する、アカウントを一時 停止するなどの対応が考えられる。

なお、利用者からの報告を受け付ける際には、第三者のなりすましによる 攻撃を想定し、当該利用者に対する本人確認を行う必要がある。後述する 「アカウントの回復」とあわせて、報告者に対する本人確認手法を検討する こと。

ウ アカウントの回復

利用者がパスワードを忘れた場合や認証器を紛失した場合に備え、アカウントの回復手段を検討すること。代表的な手段としては以下のような手法例が考えられる。

なお、アカウント回復手段を攻撃の起点とされることを防ぐため、アカウント回復の手段は、採用している当人認証手法と同等以上の強度の手法を選択すること。

	衣 3-11 代表的なアカラント回復手段例				
手法例	概要と留意点				
身元確認の再実施	初回登録時と同様の身元確認を再度実施する方式。				
	身元確認を再実施する負担が生じるが、アカウント回				
	復に起因する脆弱性を生みにくい。				
予備の認証器の登録	認証器の紛失等に備え、複数の認証器をあらかじめ登				
	録しておく方式。利用者が複数の認証器を利用できる				
	ことが前提となる。				
リカバリーコードの	アカウントの登録時にリカバリー専用のコードを発行				

表 3-11 代表的なアカウント回復手段例

手法例	概要と留意点
事前発行	しておき、アカウント回復が必要となった際にリカバ
	リーコードの入力を求める方式。
	リカバリーコードは登録時に一度だけ発行されるた
	め、攻撃者が能動的に不正入手できる機会が少ない
	が、利用者はリカバリーコードを適切に保管する必要
	がある。
リカバリーコードの	利用者の求めに応じて、利用者の連絡先(住所、電子
必要時発行	メール、携帯電話番号等)に対してリカバリーコード
	を送信し、入力を求める方式。
	利用者はリカバリーコードを保管する必要がないが、
	攻撃者が連絡先を乗っ取り、リカバリーコードを不正
	に発行・窃取する攻撃への考慮が必要である。

エ 利用者の死亡時の対応

対象手続の特性、根拠法、想定されるリスク等に基づき、利用者が死亡した場合のアカウントの取扱いについて必要な対応を定めること。

オ 「基本的な考え方」に基づく考慮事項

a) 事業目的の遂行や公平性への考慮事項

採用する当人認証手法によって、事業目的の遂行や公平性への影響が生 じないか留意すること。例えば、スマートフォンの所有を前提とする手法 を採用する場合、スマートフォンを有していない利用者の存在を考慮した 対応の要否を検討すべきである。

b) プライバシーに関する考慮事項

なりすまし等によって不正アクセスを受けた際にアクセス可能となる情報の範囲等を踏まえ、利用者に生じるプライバシー面のリスクを考慮して 当人認証手法を検討すること。

さらに、認証器に含まれる情報によって利用者の意図しない名寄せが行われるリスクなど、当人認証手法によって引き起こされるリスクについても考慮すること。

3.3 フェデレーション (Federation)

フェデレーションでは、対象手続における身元確認や当人認証を、信頼できる他者に依拠して実現する。このとき、依拠元となる対象手続を「依拠当事者」、依拠先を「ID プロバイダ」といい、連携のために ID プロバイダから発行される情報を「アサーション」という。概念図を以下に示す。

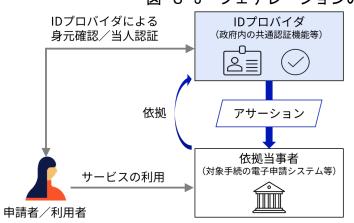


図 3-3 フェデレーションの概念図

「IDプロバイダ」

申請者や利用者に対する身元確認 /当人認証を行う主体

「アサーション」

身元確認/当人認証の結果を依拠 当事者に連携するためにIDプロバ イダから発行される情報

「依拠当事者」

身元確認/当人認証をIDプロバイダへ依拠する主体

1) フェデレーションにおける脅威と対策

フェデレーションにおける主な脅威は以下のとおりである。

表 3-12 フェデレーションにおける主な脅威と対策

	12 0 12	- フェノレーフョンにのいる王は自	130 - 713
No.	主な脅威	脅威の概要	対策例
1	保証レベルの	ID プロバイダが実施する身元確	・ ID プロバイダとの
	齒且齒吾	認・当人認証の保証レベルと依	信頼関係の確立
		拠当事者が必要とする保証レベ	
		ルに齟齬が生じることで、本来	
		必要とする強度の身元確認・当	
		人認証が行われず、なりすまし	
		等の攻撃を受ける。	
2	アサーション	ID プロバイダから依拠当事者に	・ 安全な連携のため
	に関する攻撃	対して発行されるアサーション	の設定・登録・鍵
		を攻撃者に盗聴・窃取された	管理
		り、偽造・改ざん・再利用され	・ 適切な対策を講じ
		たりすることで、情報の窃取や	たアサーションに
		なりすまし等の攻撃を受ける。	よる連携

2) フェデレーションのプロセス

フェデレーションによる安全な連携を実現するためには、ID プロバイダと 依拠当事者間で事前調整により信頼関係を確立した上で、システム面の設 定・登録及び鍵管理や、連携されたアサーションの検証等が必要となる。

フェデレーションのプロセスの全体像を以下に示す。

設定・登録及び鍵管理

図 3-4 フェデレーションのプロセスの全体像

IDプロバイダと依拠当事者との間で、フェデレーションにおいて連携する属性情報や保証レベル等の条件を事前に調整し、合意・確立する

信頼関係の確立

IDプロバイダと依拠当事者のシステム間で安全な連携を実施するため、ドメイン名やURIの設定、暗号鍵の交換と登録処理等を行う

IDプロバイダと依拠当事者のシステム間でアサーションの授受を行い、アサーションが再利用や偽造・改ざんされたものでないか等の検証を行う。

アサーションの連携

IDプロバイダとの合意事項が確かに実施されていることを定期的に確認し、技術や脅威の動向等を踏まえ、必要に応じて合意事項を見直す。

定期的な確認と見直し













表 3-13 フェデレーションのプロセスの概要

No.	プロセス	概要
1	信頼関係の確立	ID プロバイダと依拠当事者との間で、フェデ
		レーションにおいて連携する属性情報や保証
		レベル等の条件を事前に調整し、合意・確立
		する。
2	設定・登録及び鍵管理	ID プロバイダと依拠当事者のシステム間で安
		全な連携を実施するため、識別子の設定、暗
		号鍵の登録とその後の鍵管理を行う。
3	アサーションの授受と	ID プロバイダと依拠当事者のシステム間でア
	検証	サーションの授受を行い、アサーションが再
		利用や偽造・改ざんされたものでないか等の
		検証を行う。
4	定期的な確認と見直し	「信頼関係の確立」プロセスにおいて合意し
		た事項が確かに実施されていることを定期的
		に確認する。
		また、技術や脅威の動向等を踏まえ、必要に
		応じて合意事項を見直す。

3) フェデレーションに関する対策基準

フェデレーションの各プロセスにおいて、依拠当事者となる対象手続が満たすべき対策基準を本項に示す。

なお、本ガイドラインではフェデレーションに関する保証レベルは定義せず、一律の対策基準を定義する。

ア 信頼関係の確立

依拠当事者は、フェデレーションにおいて必要な条件等について ID プロバイダと調整・合意することで、ID プロバイダとの信頼関係を事前に確立するものとする。このプロセスにおいて最低限合意すべき事項を以下に示す。なお、合意事項は文書化して管理するものとする。

表 3-14 信頼関係の確立において合意すべき事項

	火 3-14	11-11	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
No.	大項目		合意すべき事項
1	連携対象とする	•	属性情報名、属性情報の概要
	属性情報	•	連携する情報の利用目的、利用範囲(依拠当事者
			は必要以上の属性を取得しないこと)
2	ID プロバイダが	•	ID プロバイダが実施する身元確認の保証レベル
	実施する本人確		及び具体的手法
	認の保証レベル		ID プロバイダが実施する当人認証の保証レベル
			及び具体的手法
3	依拠当事者が必	•	依拠当事者が必要とする身元確認の保証レベル
	要とする本人確	•	依拠当事者が必要とする当人認証の保証レベル
	認の保証レベル		
4	設定・登録・鍵	•	連携に使用するプロトコル、プロファイル
	管理等の方法	•	ID プロバイダと依拠当事者との間で安全な連携
			を確立するために必要となる設定・登録事項(ID
			プロバイダ及び依拠当事者の識別子、暗号鍵等)
		•	暗号鍵の更新期間、更新方法、管理方法、動的な
			設定や登録を行う場合の技術方式等
5	共有シグナルの	•	ID プロバイダと依拠当事者との間でアカウント
	活用方針		に関する情報を連携する「共有シグナル」の利用
			の有無
			共有シグナルの送信契機とするイベント(アカウ
			ントの停止、アカウントの侵害の疑い、アカウン
			トの属性情報の変更等)

No.	大項目	合意すべき事項		
		・ 共有シグナルに含める情報		
6	その他	・ 運用面の合意事項(ID プロバイダの SLA、インシ		
		デント発生時の連絡経路、対応方針等)		

イ 設定・登録及び鍵管理

「信頼関係の確立」プロセスにおいて合意した内容に基づき、ID プロバイダとの安全な連携に必要となる各種設定・登録(お互いの識別子の設定、暗号鍵の交換・登録等)を行う。暗号鍵については、定期的な更新などの鍵管理を行う。

設定・登録及び鍵管理は手動で行うことを基本として想定するが、必要時 に自動的に行うための技術を採用してもよい。

ウ アサーションの授受と検証

依拠当事者は、ID プロバイダから発行されるアサーションを受け取ることで連携を行う。このアサーションには利用者の個人情報や認証に係る情報が含まれるため、攻撃者によるアサーションの盗聴、窃取、偽造・改ざん、再利用などの脅威を想定し、適切な対策を講じる必要がある。

アサーションに関して最低限満たすべき対策基準は以下のとおりとする。 ただし、詳細は ID プロバイダとの連携方式、連携に用いるネットワーク、採 用するプロトコルの仕様等によっても異なるため、システムの構築段階にお いて想定される脅威とリスクを分析し、必要な具体的対策を講じること。

耒	3 - 15	アサー	ーショ	いに関う	する対策基準	隹
44	., .,	, .,			9 10 10 10 10 10	_

No.	分類	対策基準
1	基本事項	フェデレーションによる連携は、ID プロバイダが依拠
		当事者に対してアサーションを発行することによって行
		うこと。
		アサーションに関する攻撃への基本的な耐性を確保する
		ため、フェデレーションのトランザクションは原則とし
		て依拠当事者側から開始すること。ただし、連携が閉域
		網内で行われる場合など第三者による攻撃のリスクが低
		いとみなせる場合には、ID プロバイダ側からトランザ
		クションを開始する方式としてもよい。
2	アサーション	アサーションに関する攻撃を想定し、ID プロバイダか
	の検証	ら受け取ったアサーションに対して依拠当事者は以下の

No.	分類	対策基準		
		検証を行うこと。		
		・ 想定する ID プロバイダから発行されたものである		
		こと		
		・ 第三者により偽造・改ざんされたものでないこと		
		・ 自身が要求したリクエストに対して発行されたもの		
		であること		
		自身に向けて発行されたものであること		
		・ 再利用されたものでないこと		
		・ 有効期限内であること		
3	保証レベル等	ID プロバイダ側が複数の認証方式に対応している場合		
	の情報連携	は、必要に応じて、以下の情報をアサーションに含めて		
		依拠当事者へ連携すること。		
		・ ID プロバイダ側で実施された身元確認/当人認証の		
		保証レベル		
		・ 連携時に ID プロバイダ側の当人認証に用いられた		
		認証器の種類		
4	その他の脅威	ID プロバイダとの連携方式、連携に用いるネットワー		
	への対策	ク、採用するプロトコルの仕様等に応じて、対象手続に		
		おいて想定される脅威とリスクを分析し、必要な対策を		
		講じること。		

エ 定期的な確認と見直し

依拠当事者は、「信頼関係の確立」プロセスにおいて合意した事項が ID プロバイダにおいて確かに実施されていることを、想定される脅威に応じて定期的に確認すること。また、技術や脅威の動向等を踏まえ、必要に応じて合意事項を見直すこと。

4 本人確認手法の検討方法

本人確認手法の検討は、表 4-1 のプロセスに従って行うものとする。各プロセスの検討結果は文書化して管理し、継続的な評価と改善に活用すること。

表 4-1 本人確認手法の検討プロセスの全体像

No.	検討フ	プロセス	概要
1	対象手続の	リスクの特定	対象手続の機能やサービス等を踏まえつ
	保証レベル		つ、本人確認のリスクを特定する。
2	の判定	リスクの影響	特定したリスクが顕在化した場合の影響
		度の評価	度の大きさを3段階で評価する。
3		保証レベルの	影響度の評価結果に基づき、対象手続に
		判定	求められる保証レベルを判定する。
4	本人確認手	本人確認手法	採用候補とする本人確認手法を選定し、
	法の評価と	の評価	事業目的の遂行、公平性、プライバシー
	決定		等の観点での影響を評価する。
5		補完的対策等	手法の評価結果を踏まえ、懸念される影
		の検討	響を軽減するための補完的対策を検討す
			る。また、必要に応じて対象手続におけ
			る保証レベルを見直す。
6		例外措置の検	本人確認における例外ケースを想定し、
		討	必要な例外措置を検討する。
7	継続的な評	評価のための	本人確認手法の評価と改善に必要となる
	価と改善	情報収集	情報を検討し、運用期間中における情報
			収集を行う。
8		評価と改善の	収集した情報を基に本人確認手法の評価
		実施	を行い、必要に応じて改善措置を講じ
			る。

4.1 対象手続の保証レベルの判定

このプロセスでは、対象手続における本人確認のリスクを特定し、当該リスクが顕在化した場合の影響度を評価することで、対象手続に求められる保証レベルを判定する。

1) リスクの特定

対象手続が提供する機能やサービス、取り扱う情報資産、手続によって得られる権益等を踏まえつつ、対象手続の身元確認や当人認証において想定されるリスクを特定する。具体的には、身元確認及び当人認証における脅威を基に対象手続におけるリスクケース(脅威によって悪影響が引き起こされる典型的なケース)を定義し、当該ケースにおいて利用者や関係者に生じる悪影響の内容を明確化する。

代表的なリスクケースの例を以下に示す。ただし、想定すべきリスクケースは対象手続によって異なることに留意すること。

表 4-2 代表的なリスクケース例

プロセス	リスクケース例	リスク特定の考え方
身元確認	実在する人物に	本人確認書類の偽造・改ざん、盗用等によっ
	なりすました申	て、攻撃者が実在する人物になりすまして申
	請や登録	請やアカウント登録を行った場合に、なりす
		まされた人物、自組織、その他の関係者にど
		のような悪影響が生じるか。
	実在しない架空	本人確認書類の偽造・改ざん等によって、攻
	の人物になりす	撃者が実在しない架空の人物になりすまして
	ました申請や登	申請やアカウント登録を行った場合に、自組
	録	織やその他の関係者にどのような悪影響が生
		じるか。
当人認証	登録済みの利用	パスワードの推測や認証器の盗用等によっ
	者に対する不正	て、攻撃者が他の利用者アカウントに不正に
	アクセス	ログインした場合に、不正アクセスを受けた
		利用者、自組織、その他の関係者にどのよう
		な悪影響が生じるか。
	フィッシングサ	利用者がフィッシングサイトに誘導され、パ
	イトに対するパ	スワードや個人情報が攻撃者に詐取された場
	スワードや個人	合に、利用者、自組織、その他の関係者にど
	情報の入力	のような悪影響が生じるか。

2) リスクの影響度の評価

特定したそれぞれのリスクに対して、リスクが顕在化した際の影響度を「高位」、「中位」、「低位」の3段階で評価し、最も高い影響度を「対象手続における総合的な影響度」として判定する。リスクの影響度の評価基準を下表に示す。

なお、対象手続によっては身元確認と当人認証でリスクの影響度が異なる 場合も想定される。そのような場合は、身元確認と当人認証のリスクの影響 度をそれぞれ個別に判定すること。

表 4-3 リスクの影響度の評価基準

観点	評価の基準	影響度	想定例
対象手続等に	特定の利用者や関係者が、	高位	なりすましの被害者
よって得られ	本来有する権利権益を長期		が長期間にわたって
る権利権益等	間にわたって行使又は享受		行政サービスを受け
の侵害	できなくなるなど、深刻か		られなくなり、遡及
	つ長期的な影響を受ける。		等の原状回復にも時
			間を有する。
	特定の利用者や関係者が、	中位	なりすましの被害者
	本来有する権利利益を一時		が本来有する資格を
	的に行使又は享受できなく		一時的に行使できな
	なるが、短期間での回復や		くなるが、短期間で
	復旧ができる。		復旧できる。
	特定の利用者や関係者の権	低位	なりすましの被害者
	利権益は侵害しないが、一		はアカウント再発行
	時的な不便等の影響を与え		が必要となり一時的
	る。		な不便を被る。
プライバシー	特定の利用者や関係者に関	高位	不正アクセスによっ
の重大な侵害	する要配慮個人情報が漏え		て利用者の要配慮個
	いするなど、容易には回復		人情報等を攻撃者に
	できないプライバシー面の		閲覧・窃取される。
	影響を受ける。		
犯罪や攻撃へ	対象手続におけるなりすま	高位	攻撃者に対して対象
の悪用	しや不正アクセスの結果		手続から証明書が発
	が、犯罪や他の行政サービ		行され、民間サービ
	ス・民間サービスへの攻撃		スに対するなりすま
	に悪用される。		しに悪用される。

3) 保証レベルの判定

低位

影響度の評価結果を基に、対象手続に求められる保証レベルを以下の基準に基づき判定する。

なお、身元確認と当人認証のリスクの影響度が異なる場合には、身元確認 保証レベルと当人認証レベルも異なるレベルとなる。

影響度身元確認
保証レベル当人認証
保証レベル高位レベル3レベル3中位レベル2レベル2

レベル1

表 4-4 影響度と保証レベルの対応関係

補足: 本ガイドラインが想定するリスクの影響度の範囲について

レベル1

本ガイドラインは、対象手続において個人又は法人等が申請・届出・アカウント登録・ログイン等を行う際の本人確認を対象としているため、本人確認に関するリスクの影響範囲は、攻撃や侵害を受けた特定の利用者やアカウント等に限定されることを前提としている。

したがって、リスクの影響範囲が多数の利用者又は関係者に及ぶ場合には、その影響度は本ガイドラインが定義する「高位」よりも更に高次のものとして扱う必要があり、必要な対策についても「保証レベル 3」より高次の対策が求められるため、対象手続において個別のリスク分析と追加対策の検討を行うこと。

4.2 本人確認手法の評価と決定

本人確認手法には様々な種類や方式が存在し、対象手続の目的、根拠法、 想定利用者などによって適する手法は異なる。

このプロセスでは、対象手続の保証レベルに基づき採用候補とする本人確認手法を評価することで、補完的対策の検討、保証レベルの見直し、例外措置の検討を行い、対象手続で採用する本人確認手法を決定する。

1) 本人確認手法の評価

保証レベルの判定結果を基に、採用候補とする本人確認手法を選定し、「1.5基本的な考え方」で示す5つの観点に基づき手法の評価を行う。

表 4-5 本人確認手法の評価観点

評価の観点	評価の観点の具体内容
事業目的の遂行	事業目的の遂行に適した手法であるか。
	具体的には、対象手続の目的、根拠法、緊急性、本人確
	認を行う環境、想定される利用者層などに対して適した
	手法であり、事業目的の遂行を阻害する懸念がないか。
公平性	当該手法によって公平性が損なわれないか。
	具体的には、想定される利用者の一部にとって障壁とな
	る懸念がなく、当該事業が対象とする利用者全員に対し
	て、公平な利用機会を提供できる手法であるか。
プライバシー	当該手法によるプライバシー面の懸念がないか。
	例えば、対象手続のサービス提供に必要な範囲以上の個
	人情報を収集してしまうなど、「OECD によるプライバシー
	8 原則」に抵触するような制約がないか。
アクセシビリテ	選定した本人確認手法を実装した画面やシステムが、障
ィ及びユーザビ	害の有無に関わらず、知覚可能であるか、操作可能であ
リティ	るか、理解可能であるか。具体的には、利用者の視力や
	聴力が低下又は使えない状況、一時的な怪我による手や
	上肢の不自由、高齢や病気等による認知・判断力の低下
	等を考慮しているか。
セキュリティ	対象手続が求める保証レベルに該当する手法であり、必
	要以上の強度を有する過剰な手法となっていないか。
	また、耐性を有さない脅威によるリスクは受容可能であ
	るか。

2) 補完的対策等の検討

前項の評価の結果、事業目的の遂行、公平性、プライバシー、アクセシビリティ及びユーザビリティ、セキュリティの観点での懸念やリスクが想定される場合には、対象手続で求められる要求事項とのギャップを補完するための補完的対策を検討する。補完的対策の例を以下に示す。

表 4-6 補完的対策の例

補完的対策	概要
複数の本人確認	採用しようとする手法の制約によって事業目的の遂行や
手法の併用	公平性の阻害が懸念される場合には、複数の本人確認手
	法を併用することで制約を緩和することが検討できる。
追加の対策	採用しようとする本人確認手法だけではプライバシーや
	セキュリティの要求事項を満たせない場合には、追加的
	な対策を講じることでリスクを軽減することが検討でき
	る。
より高い保証レ	採用しようとする本人確認手法にセキュリティ面の懸念
ベルの本人確認	がある場合などには、対象手続に求められる保証レベル
手法の採用	よりも高いレベルの本人確認手法を採用することも検討
	できる。ただし、それによって事業目的の遂行や公平性
	など他の観点へ与える影響を考慮する必要がある。
より低い保証レ	事業目的の遂行、公平性、アクセシビリティ及びユーザ
ベルの本人確認	ビリティ等の観点から、対象手続に求められる保証レベ
手法の採用	ルよりも低いレベルの本人確認手法を採用することも検
	討できる。この場合、本来必要とされる保証レベルとの
	差によるセキュリティ面のリスクを「追加の対策」によ
	って補完するか、リスクを受容する判断が必要となる。

3) 例外措置の検討

本人確認を行う手続においては、申請者の本人確認書類の紛失、利用者の 当人認証用デバイスの故障など、様々な例外ケースが想定される。対象手続 の事業目的や緊急性によっては、こうした例外ケースにおいても申請等を受 け付けなければならない場合も想定されるため、採用する本人確認手法とと もに、対象手続における例外措置の要否と内容を検討・決定する。

なお、本来の手法と例外措置に保証レベルに差があると、なりすまし等の 攻撃の起点に悪用されるおそれがある点に留意が必要である。また、攻撃の 起点とされることを防ぐため、例外措置の詳細は非公開とすることについて も検討すべきである。

4.3 継続的な評価と改善

1) 評価のための情報収集

対象手続において採用した本人確認手法について、評価に必要となる情報 を定義し、それらの情報を収集・蓄積すること。

評価に必要な情報には、対象手続における利用者からの問合せ履歴、セキュリティ監視によって検知したイベントやインシデントの履歴、本人確認に関する脅威やインシデントの動向など様々なものが考えられる。

これらの情報収集には、システムの運用・監視等の仕組みの構築が必要となるものも含まれるため、情報システムの要件定義時点から、このような情報収集を見据えた要件定義を行うことが必要である。

2) 評価と改善の実施

収集した情報を基に本人確認手法の評価を行い、必要に応じて手法の見直 し、追加対策の導入、本人確認担当者に対する教育・訓練等の改善措置を講 じること。

別紙1 附則

附則(令和7年9月30日デジタル社会推進会議幹事会決定)

1 施行期日

本ガイドラインは、決定の日から施行する。

なお、決定の日において既に稼働中、構築中のシステムにおいては、本ガイドラインの施行後速やかに本ガイドラインに則して評価を行い、準拠のための改修の必要性がある場合には、改修に向けた計画を策定するとともに当該計画に沿った対応を進めること。

別紙2 法人等の手続における身元確認の考え方について

法人等の手続における身元確認では、個人に対する身元確認とは異なる考え方や手法が必要となる。本別紙において、その考え方や手法例を示す。

1 基本的な考え方

法人等の手続における身元確認では、①法人等の実在性確認、②申請等の手続を行う代表者等の個人(以下「申請者個人」という。)としての身元確認を行った上で、③法人等と申請者個人との紐づきの確認を行う必要がある。概念図を以下に示す。

③法人等と申請者個人の ①法人等の実在性確認 ②申請者の個人として 紐づきの確認 の身元確認 申請者個人 = 0 法人等 (法人等の代表者等) 代表者印の 属性情報 印影の照合 の照合 ×-法人等に関する 代表者による委任状等 申請者個人に関する 本人確認書類 本人確認書類

図 0-1 法人等の手続における身元確認の概念図

2 法人等の手続における身元確認のプロセスと手法例

前述の考え方に基づき、法人等の手続における身元確認のプロセスと手法の一例を以下に示す。

2. 1 法人等の実在性確認

法人等の実在性確認は、「属性情報の収集」及び「本人確認書類の検証」の プロセスによって実施する。

1) 属性情報の収集

申請等の主体となる法人等を一意に識別するための属性情報を収集する。 収集対象とする属性情報は、「法人等の基本3情報」と呼ばれる「法人番号」、 「商号又は名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」を基本とすること が考えられる。

加えて、法人等と申請者個人との紐づきを確認するための情報についても 収集が必要となる。具体的には、代表者印による紐づきを行う場合は代表者 印の印影の収集、代表者の属性情報による紐づきを確認する場合は「代表者 氏名」及び「代表者住所」の収集などが考えられる。

2) 本人確認書類の検証

法人等の本人確認書類の提出を求め、その真正性をそれぞれ検証する。 法人等の本人確認書類に該当する書類としては、登記事項証明書、印鑑 (登録)証明書などが想定される。

本人確認書類の検証手法は、物理的検査や発行元への照会等による検証が考えられる。また、属性情報として収集した「法人等の基本3情報」の検証方法については、国税庁が提供するサイトによる「信頼できる情報源への照会」を基本とすることが考えられる。

2. 2 申請者の個人としての身元確認

申請者個人に関する本人確認書類により、申請者の個人としての身元確認を行う。このプロセスや手法については本ガイドラインの本編を参照すること。

2.3 法人等と申請者個人の紐づきの確認

法人等の実在性確認、申請者個人の身元確認を行った上で、法人等と申請者個人の紐づきの確認を行う。

1) 申請者個人が法人等の代表者の場合

申請者個人が法人等の代表者である場合は、代表者印の印影と印鑑(登録)証明書の印影を照合することで、当該申請者個人が確かに法人等の代表者であることを検証できる。

法人等の本人確認書類と申請者個人の本人確認書類のそれぞれに記載され た属性情報(代表者氏名、代表者住所等)の一致をもって、紐づきを確認す ることも考えられる。

2) 申請者個人が法人等の代表者以外の場合

申請者個人が代表者以外の場合は、上記の手法により法人等と代表者との 紐づきを検証した上で、更に委任状の提出を求めることで、法人等との紐づ きを確認することが考えられる。

3 留意事項

本別紙の内容は、法人等の実在性確認、申請者の個人としての身元確認及び 法人等と申請者個人の紐づきの確認のみを対象としたものである。その他の観 点(例えば法人の事業内容の確認、事業実態の確認、実質的支配者の確認、コ ンプライアンス面の確認など)は含まない点に留意されたい。

また、法人番号の指定を受けていない団体の扱いについても本別紙の考え方 を適用できる部分があると考えられるが、具体的な手法については対象手続に おける扱いにもよることに留意されたい。